

平成 30 年 9 月 27 日
岩手県労働委員会事務局審査調整課

出前無料労働相談会（平成 30 年度・10 月期）の開催について

県労働委員会では、次のとおり県内 5 箇所において出前無料労働相談会を開催するので、お知らせします。

この相談会では、労働問題について豊富な知識と経験を有する労働委員会委員が**公労使三者で相談に対応**し、それぞれの立場から解決に向けた専門的な助言をします。

1 開催趣旨

労働相談を地域に出向いて行うことにより、潜在するニーズに対応するとともに、労働委員会制度及び個別労働関係紛争のあっせん制度※に関する周知を図り、紛争の早期解決による労使関係の円滑化を図る。

※ “個別労働関係紛争のあっせん” とは

労働者個人と使用者との間に生じた紛争に対し、労働委員会が仲介役となって紛争当事者の意見、主張を調整し、紛争の解決に向けた支援を行う制度

2 開催日時及び開催場所

月日	曜日	会場	所在地
平成 30 年 10 月 6 日	土	アイーナ（いわて県民情報交流センター）7 階 710	盛岡市
〃 10 月 14 日	日	奥州地区合同庁舎	奥州市
〃 10 月 14 日	日	大船渡地区合同庁舎	大船渡市
〃 10 月 21 日	日	一関地区合同庁舎	一関市
〃 10 月 21 日	日	宮古地区合同庁舎	宮古市

※ 1 10 月 6 日は、岩手労働局等との合同相談会。

※ 2 10 月 6 日は、午前 10 時から午後 3 時まで（受付は午後 2 時まで）。

他の開催日は、午後 1 時から午後 4 時まで（受付は午後 3 時まで）。

3 対象者及び相談員

- 対象者は、**労働者及び使用者**（県内に所在する事業所等の従業員や事業主など。内容が労使関係のことであれば可。）。
- 相談員は、**県労働委員会委員 3 名**（公益委員、労働者委員、使用者委員各 1 名）。

4 予約・問合せ先

労働相談なんでもダイヤル（0120-610-797）まで。（平日 8：30～17：15）

※予約優先（当日、会場での申込みも可能。）

5 「個別労働紛争処理制度周知月間」における県労働委員会の活動について

中央労働委員会と各都道府県労働委員会で構成する全国労働委員会連絡協議会では、毎年 10 月を周知月間に定め、全国一斉に「個別労働関係紛争処理制度」の周知・広報活動の取組を行っています。（周知月間は平成 21 年度から実施）

県労働委員会では、**出前無料労働相談会の開催**や各種広報媒体により当該制度の周知・PR 活動を行います。